



1	計画策定の体制	108
2	子育て支援に関するアンケート調査の概要	113
3	用語解説	114
4	人口推計	120

# 1 計画策定の体制

## (1) 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定懇話会

### 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定懇話会設置要綱

#### (設置)

第1条 子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るための新・いわき市子育て支援計画の後期行動計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項を協議するため、新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の策定に必要な事項について協議し、市長に提言するものとする。

#### (構成委員)

第3条 懇話会は、委員17名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) いわき市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 公募による一般市民
- (4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言の日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、懇話会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

#### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月28日から実施する。
- 2 この要綱は、提言の日の翌日限り、その効力を失う。

## 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定懇話会委員

(団体名50音順)

	氏名	団体・所属等	備考
1	福 田 由美子	いわき市医師会	
2	渡 邊 信 雄	いわき市医師会	
3	松 田 文 子	いわき市子ども会育成会連絡協議会 事務局長	副会長
4	園 部 斌	いわき市社会福祉協議会 副会長	
5	横 山 敦 子	いわき市小・中学校長会連絡協議会小学校長会	
6	藁 谷 弘 子	いわき市女性団体連絡会 会長	
7	小 川 泰 代	いわき市P T A連絡協議会母親委員会 副委員長	
8	中 川 浩	いわき市保育所（園）保護者会連合会 会長	
9	吉 田 喜久子	いわき市民生児童委員協議会 主任児童委員	
10	宮 本 京 子	いわき商工会議所女性会 副会長	
11	小名川 清 彦	いわき市私立幼稚園協会 理事長	
12	鈴 木 康 弘	いわき市私立幼稚園協会P T A連合会 副会長	
13	福 田 幸 夫	いわき明星大学人文学部現代社会学科 准教授	会長
14	山 田 正 友	福島県浜児童相談所 所長	
15	助 川 洋 嗣	福島県保育協議会いわき支部 支部長	
16	草 野 祐香利	助産師（一般公募）	
17	和 深 美 子	会社員（一般公募）	

新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定懇話会実施状況

	日 程	主 な 内 容 等
第 1 回	7月9日	【現状把握】 ・計画策定の趣旨説明、現計画の説明及び検証、本市における少子化の現状、子育て支援の課題等
第 2 回	7月30日	【見直し内容の検討1】 ・就労と子育ての両立支援（児童福祉関係） ・目標事業量の検討、ニーズ調査の結果等
第 3 回	8月26日	【見直し内容の検討2】 ・安心して妊娠・出産できる環境の整備、健康な子どもを育てるための支援等（母子保健関係） ・地域における子育て支援（児童福祉関係） ・目標事業量の検討、ニーズ調査の結果等
—	11月12日	第35回いわき市総合社会福祉大会記念講演の聴講並びに講師との懇談会
第 4 回	11月26日	【市民意見募集（パブリックコメント）について】 ・市民意見募集の結果報告及び提出された意見についての協議
第 5 回	1月21日	【提言内容の検討】 ・市長への提言内容のとりまとめ
提 言	2月8日	【市長への提言】 ・策定懇話会を代表し、会長・副会長が市長へ計画案を提言

## (2) 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定委員会

### 新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 新・いわき市子育て支援計画の後期行動計画（以下「計画」という。）の策定に際し、庁内の連携と調整を図り、計画の策定を支援するため、関係する施策の所管課長により構成する新・いわき市子育て支援計画後期行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新・いわき市子育て支援計画の達成状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 計画において重点的に取り組む施策の抽出及び調整に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、保健福祉部次長及び別表に掲げる課等の長の職にあたる者をもって構成する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長には、保健福祉部次長を、副委員長には、保健福祉部児童家庭課長をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、関係職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月28日に実施する。
- 2 この要綱は、計画の策定の日翌日限り、その効力を失う。

別表

総務部	職員課
行政経営部	行政経営課
財政部	財政課
市民協働部	市民協働課、男女共同参画センター
保健福祉部	保健福祉課、障がい福祉課、児童家庭課、地域保健課
商工観光部	商工労政課
土木部	住宅課
都市建設部	都市計画課、公園緑地課
教育委員会事務局	学校教育課、生涯学習課、保健体育課

